

預金商品説明書（納税準備預金）

平成 24 年 7 月 25 日現在

1. 商品名	・ 納税準備預金
2. 販売対象	・ 個人および法人。
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入。 ・ 1 円以上。 ・ 1 円単位。
5. 払戻方法	・ 原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利。 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 年 2 回（2 月と 8 月の第月曜日）元金に組入れます。 ・ 毎日の最終残高 1, 0 0 0 円以上について、付利単位を 1 0 0 円とした 1 年を 3 6 5 とする日割計算。
7. 税金	・ 利息には所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、個人は 2 0 % の税金（国税 15 %、地方税 5 %）がかかり、法人は総合課税となります。 （ただし、預金者が納税貯蓄組合法にもとづく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定額以下のときは所得税はかかりません。） ※上記個人の 20 % の税金がかかる場合、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20. 315 %（国税 15. 315 %、地方税 5 %）の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	—
10. 期限前解約時の 取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。 くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決セン

この街で——



預金商品説明書（納税準備預金）

	ターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・ 租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）